

## 駐車禁止除外指定車標章交付申請の手続き

根 拠 法 令	○ 鹿児島県道路交通法施行細則第6条第1項第4号シ，ス	
許可の対象となる用務	駐車標章	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専ら郵便法に基づく郵便物の集配</li> <li>○ 電気通信事業法に基づく電報の配達</li> <li>○ 道路交通法に基づく放置駐車車両確認業務</li> <li>○ 医師，助産師による緊急往診</li> <li>○ 報道機関の緊急取材</li> <li>○ 患者輸送車又は車いす移動車による輸送用務など</li> </ul>
	身障者標章	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳の交付を受けている者で，別表の障害者等級区分表に該当するもの。</li> <li>○ 療育手帳の交付を受けている者で，障害の等級及び程度がA1，A2又はAと判定されたもの。</li> <li>○ 戦傷病者手帳の交付を受けている者で，別表の障害者等級区分表に該当するもの。</li> <li>○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の等級及び程度が1級の障害を有するもの。</li> <li>○ 医療受給者証の交付を受けた者に看護される者で，小児慢性特定疾病中の色素性乾皮症に該当するもの。</li> </ul>
必要書類等	駐車標章	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 駐車禁止除外標章申請書 (※申請書に押印は不要です。)</li> <li>② 自動車検査証の写し</li> <li>③ 用務を確認することができる書面 (例) 医師免許の写し等</li> <li>④ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。</li> </ul> <p style="color: red;">※令和5年1月から免許証の写しは不要になりました。</p>
	身障者標章	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 駐車禁止除外標章申請書 (※申請書に押印は不要です。)</li> <li>② 身体障害者手帳などの写し</li> </ul>
受付期間等	<p>受付期間：月曜日から金曜日(休日，年末年始を除く。)</p> <p>受付時間：8時30分から16時30分まで</p> <p>※ 12時00分から13時00分の受付については，申請先の警察署へお尋ねください。</p> <p>※ 申請から標章の交付まで日数を要する場合がありますので，申請先の警察署へお尋ねください。</p>	
受付窓口	<p>申請者の住所地を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所へ申請してください。</p> <p>※ 幹部派出所の取扱いについては，幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。</p> <p>※ 警察署又は幹部派出所の管轄については，「警察署の管轄について」をご参考ください。</p>	
手数料	無料	
備考(注意事項)	<p>駐車標章を使用する際には，連絡用紙を掲出してください。</p> <p>「連絡用紙」とは，駐車した車両が，交通上の危険，運行の支障，渋滞の原因等となっている場合に，警察官等が直ちに対応できるようにするためのもので，運転者の連絡先又は用務先の住所を記載した書面で，任意の様式とします。</p>	
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鹿児島県警察本部交通部 交通規制課企画許可係 (電話 099-206-0110 内線 5172,5173,5178)</li> <li>○ 各警察署の連絡先：ホームページをご参照ください。 (「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「車庫証明・駐車 に関する様式」→「◆警察署の管轄について」)</li> </ul>	

別表

## 障 害 者 等 級 区 分 表

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級, 2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	———
	移動機能	1級及び2級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級, 3級及び4級の各級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	———
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症